

モニタリングに係る基本的な考え方

1 基本的な考え方

県は、本事業が、事業者から長期にわたって業務の提供を受けることから、事業者が業務要求水準書、技術提案書及び事業契約に定められた業務を適正に履行しているかどうかを確認するため、事業期間を通じて、事業者が実施した業務の履行状況に対する評価として、モニタリングを実施する。

モニタリングの結果、事業者が実施した業務の履行状況が、業務要求水準書、技術提案書及び事業契約に定められた業務の要求水準（以下「要求水準」という。）に達しておらず、適正に業務を履行していないと県が判断した場合は、事業者に対して契約金の減額等の措置を講じる。

2 対象業務

モニタリングの対象は、維持管理業務とする。

3 モニタリング実施要領の作成

事業契約の締結後、県及び事業者は協議を行い、モニタリングの実施に係る時期、方法、様式等の詳細について定めたモニタリング実施要領を作成する。事業者は、モニタリング実施要領の作成に必要な資料を提出するなど、県に協力すること。

4 費用負担

モニタリングの実施に伴い事業者に生ずる費用は、原則として事業者自らが負担する。ただし、県に生じる費用は県自らが負担する。

5 モニタリングの種別

(1) 定期モニタリング

県は、業務要求水準書に定める維持管理業務月報等を踏まえ、毎月モニタリングを行う。

(2) 完了モニタリング

県は、業務要求水準書に定める維持管理業務半期業務完了報告書等を踏まえ、6か月ごとにモニタリングを行う。

(3) 随時モニタリング

県は、随時に、業務の履行状況に係る説明や資料の提出を事業者に求め、モニタリングを行うことができる。

(4) 利用者モニタリング

県は、必要に応じて、対象施設の利用者や運営法人へのアンケートやヒアリング等を実施し、又は、利用者や運営法人からの意見等を受け付けることにより、事業者による業務の履行状況についてモニタリングを行うことができる。

6 要求水準の未達成に係る措置

モニタリングの結果、業務の履行状況が要求水準に達していないと県が判断した場合、県は、事業契約の定めに基づき、事業者に対して業務の是正措置や業務を実施する者の変更等を求めることができる。また、県は、要求水準の未達成の状況に応じて、事業契約の定めに基づき、契約金の減額や支払停止措置を行うことができる。